

地域再生計画

1. 地域再生計画の名称

誰もが輝く定住・移住・交流のまち知内 ～地域産業創造プロジェクト～

2. 地域再生計画の作成主体の名称

北海道上磯郡知内町

3. 地域再生計画の区域

北海道上磯郡知内町の全域

4. 地域再生計画の目標

4-1 地域の現状

(地勢)

知内町は北海道渡島半島の南西に位置し、津軽海峡を隔てて青森県下北半島を望み、北に木古内町、南に福島町、西には檜山管内の上ノ国町と境界を接しており、総面積は196.67 km²で全道面積の0.24%にあたる。全体の82%が山林・原野で占められており、地形は丘陵、山岳地帯もあることから中小河川が町内を走り、豊富な水に恵まれていることで肥沃な農地が拓けている。また、南北21 kmに及ぶ海岸線は約3分の2が砂浜で残りは岩礁地帯となっており、松前矢越道立自然公園の一部を成している。

気候は比較的温暖で、年平均気温は9度前後、積雪は0.4～0.8m程度と少なく、夏涼しく、冬は暖かい気象に恵まれた住み良い環境にある。

交通網は、函館市を起点とする国道228号が近隣町へ連結する唯一の陸上交通網ですが、平成31年には函館江差自動車道木古内インターチェンジの開通が予定されていることから本町を取り巻く交通アクセスは今後飛躍的に向上することが見込まれる。

鉄道路線は、隣町の木古内駅から新幹線が本州方面及び新函館北斗駅まで接続するとともに、第三セクター方式の「道南いさりび鉄道」が函館まで接続している。

また、本町は函館市と松前町のほぼ中間地点に位置し、いずれも概ね車で1時間圏となっており、歴史的、社会的、経済的につながるの深い近隣町で構成する渡島西部広域事務組合や渡島廃棄物処理広域連合を中心に広域行政を進めているとともに、函館市を中心市とした「南北海道定住自立圏」に参画している。

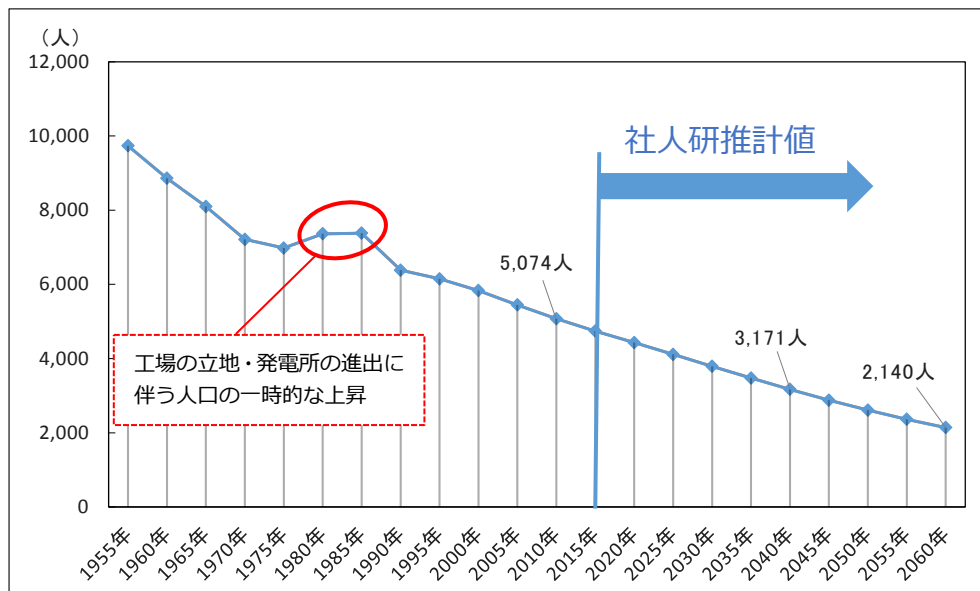
(人口)

本町の人口は、昭和 34 年の 10,117 人（住民基本台帳）をピークとして減少傾向をたどっており、平成 28 年 3 月末人口 4,640 人はピーク時と比べ約 54%の人口減少となっている。

また、昭和 35 年と平成 22 年の国勢調査の比較でみると、人口で 8,860 人から 5,074 人と 3,786 人（△42.7%）の減少となり、年齢別人口のうち 15 歳以上 30 歳未満の若年者では 1,857 人から 561 人へ 1,296 人（△69.8%）の減少となる一方で、65 歳以上の高齢者人口は 384 人から 1,502 人と約 3.9 倍に増加している。

人口が大きく減少した主な要因として、昭和 30 年代後半の経済の高度成長による都市への人口流出、小規模農家の離農、農漁業の経営規模拡大による専業化、省力化に伴う余剰労働力が町外に流出したことに加え、高校新規卒業者の地元での就労の場が少ないため、その大部分が町外転出を余儀なくされたことや、合計特殊出生率の長期的な低下傾向なども人口減少の大きな要因となっており、これらへの対応が大きな課題となっている。

また、社人研の推計によれば、知内町の人口は今後も減少を続け、2040（平成 52）年には 3,171 人（2010 年比約 38%減少）に、2060（平成 72）年には 2,140 人（2010 年比約 58%減少）になるものと推計されている（図-1）。



※ 2010 年までの総人口は国勢調査より作成、2015 年以降は社人研推計値より作成

図-1 知内町の総人口の推移

(産業)

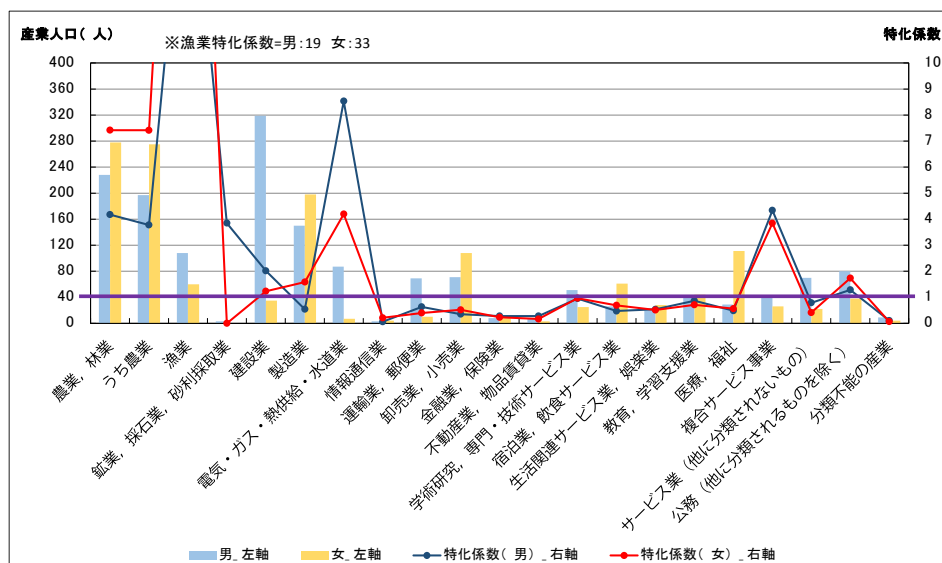
本町の主力産業は、農林水産業と木材・食料加工業である(図-2)。農業では、米の生産調整に伴う転作田の有効利用を図るため、施設園芸作物を取り入れた複合経営を推進し、農業経営の安定と所得の増大に努めてきた結果、特産品のニラ「北の華」は昨年の販売額が11.7億円を達成し、北海道一の産地を形成するに至ったが、農業者の高齢化をはじめ担い手不足や後継者の確保問題等を抱えている(図-3)。

林業においてはスギなど人工林の利用期を迎える中で、林業従事者の育成や、良質な木材育成のため間伐等の効果的な森林整備への補助、地域材利用に係る助成、再生可能エネルギーである木質バイオマスエネルギーの利用を図る中で低炭素地域づくりを推進し林業振興を図っている。

漁業については、北海道電力知内火力発電所の建設に伴う漁場再編成や養殖施設等の生産基盤の整備促進により、「獲る漁業から育てる漁業へ」の転換を図る中でホタテや牡蠣養殖が定着し、「海峡育ち」ブランドの知名度向上につながっているが、今後も積極的な漁場開発とともに増養殖事業を振興していく必要がある。

このように本町の主力産業は、恵まれた自然条件と地域の特性を生かした農林水産業であるが、これに加え、既存商工業の近代化、経営改善に努めるとともに、新たな企業等の誘致を推進する必要がある。このため平成27年に制定した「知内町ものづくり産業振興条例」による各種支援策を効果的に内外にPRし、地域産業を維持・発展させていく必要がある。

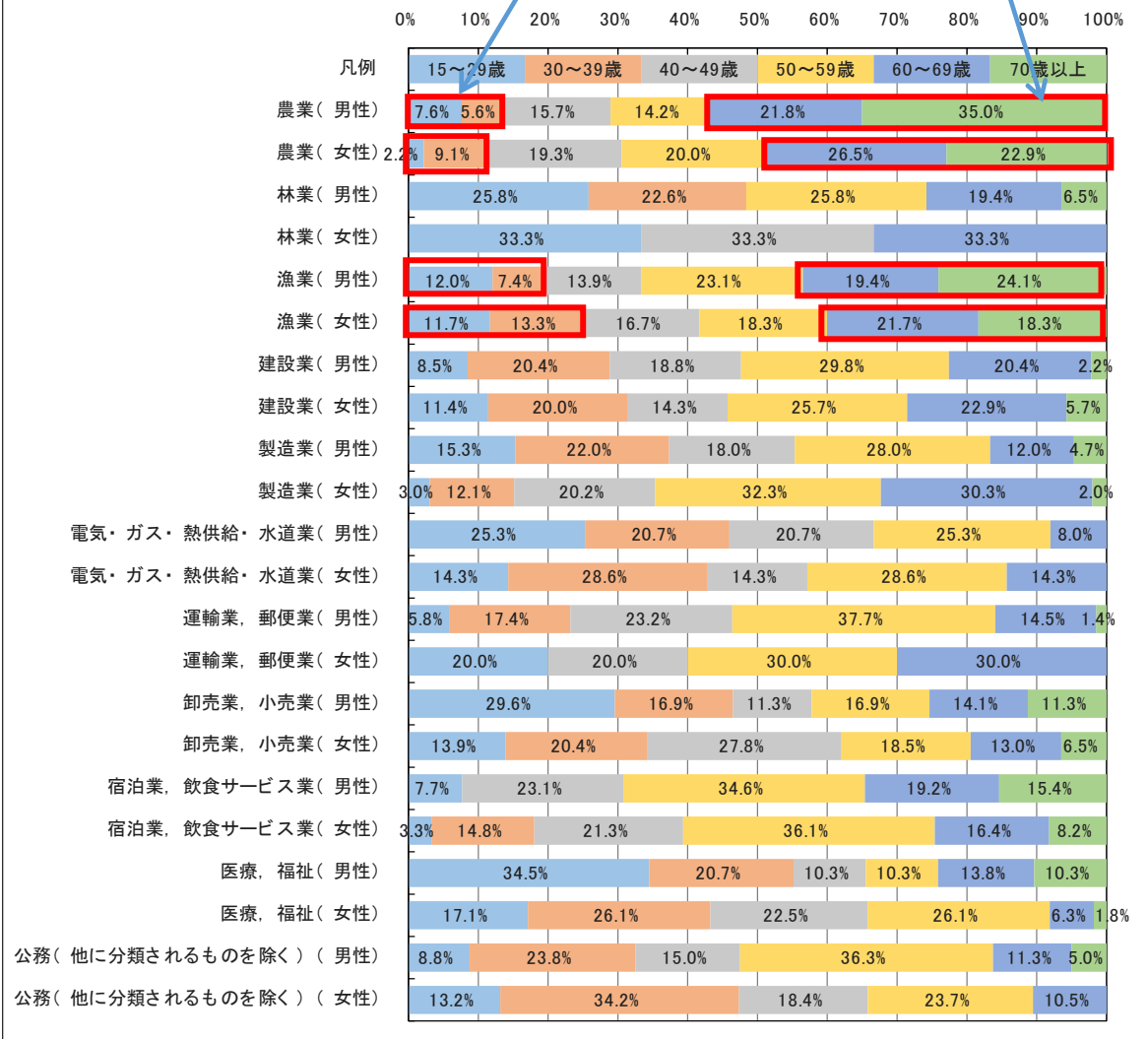
また、平成28年3月には北海道新幹線が開業し、本州と北海道の新たな人的・物的交流が活発化することから、都市との交流による地域活性化、自立化を模索するとともに、松前矢越道立自然公園内の小谷石地区の海岸自然景観資源や、民間観光クルーズ事業との連携・支援、青函トンネル北海道側出入口である立地特性など、地域資源や特性を生かした施策や事業を推進する必要がある。



※ 平成22年 国勢調査より作成

図-2 男女別の産業人口

農業や漁業、特に農業において担い手の高齢化、若手が不足している傾向がみられる。



※ 平成 22 年 国勢調査より作成

図-3 男女別・年齢階級別の産業人口

4-2 地域の課題

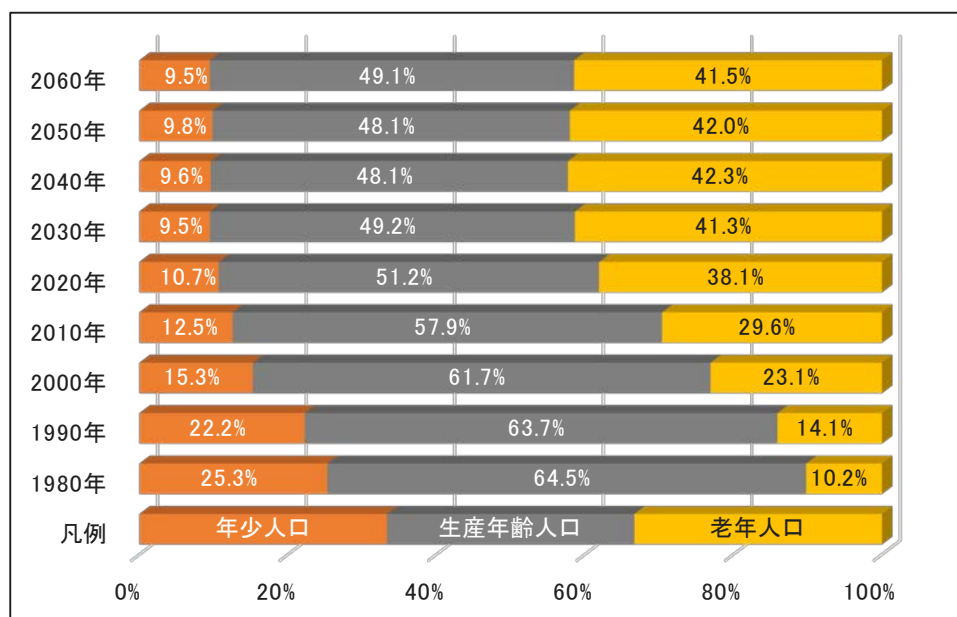
人口減少を抑制し、持続可能な知内町を将来に引き継いでいくためには、子どもからお年寄りまでが住みたくなる・安心して住み続けられる魅力的なまちづくりが必要である。また、住み良さばかりでなく雇用を生み出せる主力産業がしっかりとたまち、行政サービスや再生可能エネルギーを含め持続可能な地域経営に対応した社会基盤（インフラ）づくりも必要である。

本町の産業就業人口は就労者の高齢化、生産年齢人口の減少などにより地域経済の衰退が懸念されているため、新規雇用の確保により就労人口の早期若返りを図る中で高齢化を改善し、安定して地域産業を持続的に維持発展させる必要がある。このため、昨年6月に制定した「知内町ものづくり産業振興条例」に係る施策を展開し、担い手確保や新規雇用の拡大などを図り「しごと」と「ひと」の改善を進め、地域に活力を与えて地域経済を維持発展させることが喫緊の課題となっている。

また、一方で子どもからお年寄りまでが安心して住み続けられるまちづくりのため、出産・子育てしやすい支援の充実、高齢者が生き生きと暮らせる地域づくり、生活利便性の向上対策などの課題もある。

【参考】

社人研の人口推計によると、主な就労人口にあたる15～64歳の生産年齢人口の割合は、平成22年（2010年）で57.9%であったが、平成42年（2030年）は49.2%と50%を割り込む推計となっている（図-4）。地域の経済活動を維持していくには、就労人口の確保が不可欠であり、町民アンケート調査においても、雇用創出は地域の大きな課題としている。



※ 2010年までの総人口は国勢調査より作成、2020年以降は社人研推計値より作成

図-4 知内町の年齢3区分別人口比率の推移

4-3 目標

本町の産業就業人口は1次産業が主力となっているが、産業就労者の高齢化、生産年齢人口の減少などにより地域経済の衰退が懸念されている。このため、新規雇用の確保により就労人口の早期若返りを図る中で高齢化を改善し、安定して地域産業を維持発展させ持続可能なまちを目指す。また、子どもからお年寄りまで、多様な世代が町内外から集まって楽しく住み続けられるよう、定住・移住を含めた住まいの受け皿づくりや生活利便サービス・情報提供・コミュニティによる支え合いの仕組みづくりを含め、地域住民と多様な取組を推進する。

【数値目標】

区 分	28年度末	29年度末	30年度末
新規就労者数	9人	17人	17人

5. 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

本町の産業就労人口の高齢化や生産年齢人口の改善などを図るため、知内町ものづくり産業振興条例に係る施策を総合的に推進することで産業の担い手が新規雇用される状況や、企業の新分野進出による雇用の拡大などの相乗効果を発揮させ、構造的な課題等の解決を図り、併せて観光地域づくりの戦略を実施するための新たな組織（DMO）を立上げて地域の観光産業を育成し観光振興を図る。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

地方創生推進交付金【A3007】

1 事業主体

北海道上磯郡知内町

2 事業の名称及び内容：

活力ある地域産業創造プロジェクト事業【深化型】

本町の産業就労人口は、主力産業である1次産業を中心に高齢化や就業人口の減少が著しい現状にあり、今後10年間を見通した場合、就労者の更なる高齢化や離職などにより、地域特産品などの生産量・販売額の落ち込みが懸念されている。この様な状況から、昨年6月に就労人口の高齢化や生産年齢人口の減少などの改善を図り、地域産業の持続・発展を図るため、「雇用・担い手支援」、「人材育成支援」、「ものづくり支援」、「企業立地支援」、「移住支援」の5本の施策をパッケージとした知内町ものづくり産業振興条例を制定したところである。これらの施策を総合的に推進することで産業の担い手が新規雇用される状

況や、企業の新分野進出による雇用の拡大、また、雇用拡大に伴い就労者の本町への移住など相乗効果を発揮させ、本町が抱える産業就労者の高齢化、生産年齢人口の減少、地域経済の衰退などの課題について、継続的に取り組み構造的な課題等の解決を図る。また、北海道新幹線の開業に伴う波及効果の取り込みや、地域資源を活用した観光分野への新たな取り組みへの機運の高まりを受けて、観光地域づくりの戦略を実施する新たな組織（DMO）を立上げて地域の観光産業を育成し、「知内版体験教育型観光ツアーの開催」、「ふるさと名物開発」、「地域の食の提供」など観光全般の取り組みを通じて新たな産業の育成を図り持続可能なまちづくりを目指す。

3 事業が先導的であると認められる理由

【官民協働】

ものづくり産業振興条例に係る施策については、知内町ものづくり産業振興条例施策検討委員会（農協、漁協、森組、木材加工組合、商工会、観光協会など）と連携を図り事業を推進。また、地域資源を活用した観光振興等を図るため、民間事業者等と調整を図り新たな組織（DMO）の設立などを通じて、民間事業者のノウハウを活用した情報発信、ツアー・イベント開催、プロモーションなどによる交流人口拡大により地域の活性化を図る。

【政策間連携】

ものづくり産業振興条例に係る「雇用・担い手支援」、「人材育成支援」、「ものづくり支援」などの施策を総合的に推進することにより相乗効果を最大限に発揮させて構造的な課題の解決を図るとともに、新たな観光振興の組織（DMO）を設立することにより地域に新たな産業を育成し持続可能なまちづくりを目指す。

【自立性】

地域産業を安定的に維持・発展させるため、知内町ものづくり産業振興条例に係る施策を総合的に推進することにより相乗効果を発揮させ、本町が抱える産業就労者の高齢化、生産年齢人口の減少、地域経済の衰退などの課題解決を図る。また、地域資源を活用した観光地域づくりの戦略を実施するための組織（DMO）を立上げ、「知内版体験教育型観光ツアーの開催」、「ふるさと名物開発」、「地域の食の提供」など観光全般の取り組みを通じて新たな産業の育成を図り事業を自走させ持続可能なまちづくりを目指す。

4 重要業績評価指数（KPI）及び目標年月

区 分	28 年度末	29 年度末	30 年度末
新規就労者数	9 人	17 人	17 人

5 評価の方法、時期及び体制

総合戦略検証評価委員会において、事業毎の進捗状況を確認しながら K P I 等を毎年 2 回程度（半年毎に 1 回）P D C A サイクルに基づき検証を行い、必要に応じて改善を図り目標を達成していく。検証については、計画策定に係わった産官学金言を含む 10 名程度の委員構成を予定しているほか、必要に応じて外部有識者の参画も検討している。また、検証委員会での議論内容などについて、広報や知内町ホームページなどを活用し公表する。

6 交付対象事業に要する費用

- ① 地域再生法第 5 条第 4 項第 1 号イに関する事業【A3007】
 - ・総事業費 150,000 千円

7 事業実施期間

地域再生計画認定の日から、平成 31 年 3 月 31 日（3 ヶ年度）

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

- (1) 知内町ものづくり産業振興事業（雇用・担い手支援、人材育成支援ほか）

事業概要：ものづくり産業振興事業による、雇用・担い手支援、人材育成支援、ものづくり支援などを通じて産業就労人口を 2015 年レベルに維持する。

実施主体：北海道上磯郡知内町

事業期間：平成 27 年度～平成 32 年度

- (2) ふるさと創生補助事業

事業概要：新たな分野への進出や商品開発などに係る経費を補助し企業を支援する。

実施主体：北海道上磯郡知内町

事業期間：平成3年度～

6. 計画期間

地域再生計画認定の日から平成31年3月31日まで

7. 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

新規就労者の目標数値の達成状況を確認するため、町で把握しているデータの他に各団体からの聞き取りなどにより数値を集計し年度毎に評価を行い、必要に応じて計画の見直し目標を達成していく。

なお、評価に当たっては産官学金言を含む10名程度の委員構成を予定しているほか、必要に応じて外部有識者の参画も検討している。

7-2 目標達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

評価項目については「新規就労者数」とし、年度毎に目標に対する達成状況を評価する。

評価項目	28年度末	29年度末	30年度末
新規就労者数	9人	17人	17人

7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

「7-2 目標達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容」に示す目標の達成状況に係る評価結果については、計画期間終了後に本町の広報やホームページなどにより公表する。